

[A] 江戸幕府の成立・大名統制・朝廷統制

江戸幕府の成立		豊臣氏の滅亡	
家康	1590年 関東250万石に移封(北条氏の滅亡後に関東に移封) →江戸城(戦国初期に太田道灌が築城)を拠点とする 1600年 関ヶ原の戦い(美濃国)(天下分け目の戦いと呼ばれる)← [東軍(約10万4000人)] 徳川家康(五大老の筆頭)・福島正則(秀吉子飼いの武断派) 加藤清正(秀吉子飼いの武断派)・小早川秀秋(西軍から寝返り) 1603年 後陽成天皇が徳川家康を征夷大将軍に任命 翌年、全国の諸大名に対し、国単位に国絵図と郷帳の作成を命ずる ★国絵図(場所を把握する地図)・郷帳(石高を把握する検地帳) 秀吉の御前帳と同じ(P36へ)	VS	1598年 豊臣秀吉の死去(子の豊臣秀頼が跡を継ぐ) 豊臣家臣の対立(武断派は徳川家康への接近をはかる) →文治派(石田三成)VS武断派(福島正則・加藤清正) [西軍(約8万6000人)] 石田三成(五奉行の一人)・毛利輝元(五大老の一人) 盟主 小西行長(小西隆佐の子)・宇喜多秀家(五大老の一人) 処刑 ↓(関ヶ原の戦い後) 豊臣秀頼は一大名に転落(摂津・河内・和泉の65万石) 郷帳は慶長・正保・元禄・天保年間の4回作成
	1605年 将軍職を徳川秀忠[2代将軍]に譲る 将軍職が徳川氏の世襲制であることを豊臣氏や諸大名に示すため ★家康は駿府で大御所(隠退した前将軍のこと)として実権を握る 1614年 大坂冬の陣(方広寺鐘銘事件が契機)← 講和が成立するが、徳川方が条件を無視して内堀の埋立てを強行 1615年 大坂夏の陣(豊臣秀頼・淀君(秀頼の母)自殺→豊臣家滅亡) →以後、「元和(偃武)(戦のない平和の時代のこと)の到来		1614年 方広寺鐘銘事件(方広寺は秀吉が創建) 釣鐘の銘文「国家安康」「君臣豊楽」を家康が問題視 「黒衣の宰相」★金地院(以心)崇伝(臨済宗の僧・家康の顧問)・ 南光坊天海(天台宗の僧・家康の顧問)が関わる
	大名統制		朝廷統制
秀忠	1615年 一国一城令(大坂夏の陣の直後に発布される) 大名の軍勢力削減のため、大名の居城以外は取り壊し(1領国1城) 1615年 武家諸法度(元和令=13条) 起草者=金地院崇伝→ 制定=徳川家康の命令で諸大名が伏見城に集めて、徳川秀忠の名で発布 趣旨=大名に対する基本法典(旗本・御家人には諸士法度を定める) 内容=①文武弓馬の道(文武)の奨励・②城郭の新築と無断修築の禁止 ③私婚の禁止(大名同士の婚姻は幕府の許可を必要とする) ④大名同士の徒党を禁じる・⑤法度違反者の領内隠匿の禁止 ⑥諸大名参勤の作法(参勤交代の制度化ではなく作法について) [大名の処分(武家諸法度違反・世継ぎ断絶などが理由)] ①改易(領地没収)・②減封(領地削減)・③転封(国替え) ex. 福島正則(安芸広島城主→城郭修築の項に違反し所領没収) 松平忠輝(越後高田藩主)・松平忠直(越前福井藩主) 本多正純(宇都宮藩主)・加藤忠広(肥後熊本城主) 加藤清正の子 (武家諸法度は7代家継・15代慶喜を除き、将軍の代替わりごとに発せられた)	→	1611年 徳川家康が後水尾天皇(後陽成皇子)を擁立 1615年 禁中並公家諸法度(17条)(起草者=金地院崇伝) 趣旨=天皇・公家に対する統制法(朝廷統制の基本法令) 目的=①天皇・朝廷が自ら権力をふるうことを防ぐため ②天皇・朝廷と大名が結びつくことを防ぐため 内容=①天皇の学問第一・②公家の肅清・③摂関の任免 ④武家官位は公家官位と別にする・⑤元号の制定 ⑥紫衣(高僧に与えられる紫色の衣)勅許の条件 [朝廷の統制] ①京都所司代(朝廷を監視する役職→初代に板倉勝重を任命) ②武家伝奏(朝幕間の連絡にあたる役職→2名の公家を任命) ③禁裏御料(天皇領)=1万石(家康)→3万石(綱吉) ④公家領(100家以上)=7万石
	1635年 武家諸法度(寛永令=19条) 起草者=林羅山 参勤自体は ①参勤交代の制度化(毎年4月交代で参勤することを義務付ける) 以前からあった内容=(1)国元と江戸を1年交代で往復・大名妻子の江戸居住を強制 (2)石高に応じた人数を率いて参勤(人数を減らすよう命令) →将軍が課す軍役の一環で主従関係を確認する意味がある 影響=(1)参勤の道中費用と江戸藩邸の滞在費による藩財政の窮乏化 (2)交通(街道・宿場など)・江戸など三都の全国市場の発達 (3)江戸文化の地方伝播(大名が地方と江戸を往復するため) ★例外…関東の大名=半年交代・水戸藩=江戸定府(常に江戸) 対馬の宗氏=3年に1回・蝦夷の松前氏=5年に1回 ②五百石積以上の大船建造禁止(幕末に緩和される→P54へ) ③私設の関所・津留(領内の港で物資の移出入を禁止すること)を禁止		1620年 徳川和子(徳川秀忠の娘)が後水尾天皇に入内 1627年~紫衣事件(後水尾天皇の紫衣勅許を幕府が無効とする) ↓ →沢庵宗彭(大徳寺の僧)を出羽国に配流 1629年 後水尾天皇が明正天皇(後水尾皇女)に譲位 ★修学院離宮(後水尾上皇が造営した数寄屋造の山荘) →ただし、最後の女帝は後桜町天皇 1615年、幕府は禁中並公家諸法度第16条で紫衣(天皇が高僧に与える紫色の衣)着用の勅許を制限した。しかし、幕府への許可なく後水尾天皇が紫衣着用の勅許を続けたため、1627年に幕府はこれを無効として紫衣を取り上げ、抗議をした大徳寺の沢庵宗彭を出羽国に配流した。これにより、天皇の勅許より幕府の法度が優先されることが明示された。その後、これに反発した後水尾天皇は突然譲位を発表し、明正天皇(後水尾天皇と徳川和子の皇女)が即位した。
家光			

幕 藩 体 制

大名 (一万石以上の将軍直属の武家/260~270家)

親藩 (徳川氏一門の大名→要地に配置) 約 20 家

ex. (御) 三家 = 尾張 (徳川義直)・紀伊 (徳川頼宣)・水戸 (徳川頼房)
(御) 三卿 = 田安 (田安宗武)・一橋 (一橋宗尹)・清水 (清水重好)

両家からそれぞれ将軍家が2名ずつ出ている

譜代 (三河以来の徳川氏家臣で大名に取り立てられた者→要地に配置) 約 150 家

外様 (関ヶ原の戦い以後、徳川氏に臣従した大名→遠方に配置) 約 100 家

[諸大名の負担]

- ①戦時=軍役 (石高に応じて、一定数の武器・人数を用意する) 軍役として課す
②平時=普請役 (城郭・河川工事などの土木事業に動員するお手伝い(普請)など)
普請役は他にも農民に課した国役普請・村が自力で行う自普請がある

直参 (一万石未満の将軍直属の家臣/約 22000 人)

旗本 = 御目見得以上 (将軍に謁見できる) 約 5000 人(知行取)

御家人 = 御目見得以下 (将軍に謁見できない) 約 17000 人(蔵米取)

★御家人のほとんどは知行地を持たず、将軍から俸禄(蔵米)を支給される

[江戸幕府の経済基盤]

- ①幕領(天領) = 約 400 万石 (総石高の約 7 分の 1) ★総石高 = 約 3000 万石
②旗本知行地 = 約 300 万石 (天領・旗本領の合計 = 総石高の約 4 分の 1)
③直轄鉾山 = 佐渡相川(金山)・石見大森・但馬生野(銀山)
★大久保長安 (徳川家康の側近として佐渡金山・石見銀山などの鉾山開発にあたる)
④直轄都市 = 江戸 (将軍のお膝元 = 人口 15 万人→100 万人) 武家方 = 50 万人
(三都) 大坂 (天下の台所 = 人口 30 万人→40 万人) 町人方 = 50 万人
京都 (千年の古都 = 人口 40 万人→35 万人)

図解NOTE① [大名知行制]



1617 年 徳川秀忠 (2 代将軍) が全国の土地所有者として 領知宛行状を大名・公家・寺社ごとに個別に発給
→ 領知 = 知行 (領地を支配すること) の確認文書
1634 年 徳川家光 (3 代将軍) が 30 万の軍勢を率いて上洛
1664 年 徳川家綱 (4 代将軍) が大名・公家・寺社に 領知宛行状を同時一斉に発給 = 寛文印知

図解NOTE② [藩政]

- ①地方知行制 (知行地をもつ知行取) = 自分の土地あり
大名が家臣に領地(知行地)を与え、その領地支配を認める
★一国一城令(1615)により、大名の居城以外は取り壊し
→ 支城を破壊したことで家臣の城下町への集住が促進され、大名と対抗しうる有力家臣の弱体化させる効果をもった
大名が一国内を直轄地(蔵入地)として丸ごと支配
→ 徴収した年貢を家臣に給料(蔵米)として支給
②俸禄制 (知行地をもたない蔵米取) = 自分の土地なし
知行地を持たない家臣に俸禄(俸禄米・禄米・蔵米・切米)を支給
★家臣は家老 (藩政を統轄)・郡奉行 (藩の農政を統轄)・代官・手代・郷目付 (郡奉行の配下) などの役職に就く

→ 譜代大名より任命

大老 (臨時の最高職)

★酒井・井伊・土井・堀田の 4 氏から任命

老中 (政務の総括・常置の最高職)

★初期は年寄という

若年寄 (老中の補佐・旗本と御家人の統轄)

寺社奉行 (寺社の監察) 三奉行中最上位

★金地院崇伝の死により機構化された

京都所司代 (朝廷・西国大名の監察)

★京都町奉行などを統轄

大坂城代 (西国大名の監察)

→ 旗本より任命

勘定奉行 (幕府の財政・天領の訴訟)

郡代

代官

(江戸)町奉行 (江戸の行政・司法)

遠国奉行 (江戸を離れた幕府直轄地の民政)

町奉行 (大坂・京都・駿府)

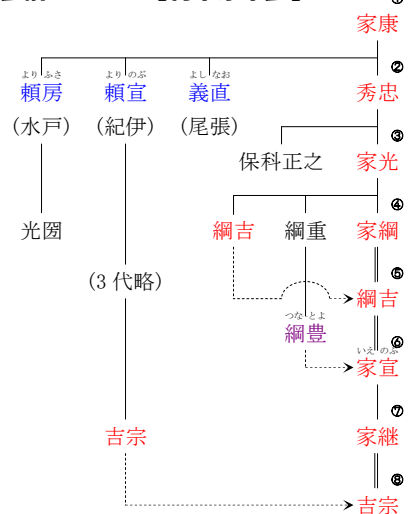
奉行 (長崎・日光・佐渡・山田・奈良・堺)

城代 (伏見・二条・駿府)

大目付 (大名の監察)

目付 (旗本・御家人の監察)

図解NOTE [将軍家系図]



将軍

[職制の特色 (職制は徳川家光の頃に整う)]

- ①合議制 (要職には複数名を任命し合議)
②月番制 (複数の担当者が 1 ヶ月交代で勤務)
③評定所 (幕府の最高司法機関)
老中・三奉行 (寺社・勘定・(江戸)町奉行) などで構成され、重大事件や管轄のまたがる事項を合議

大名	石高	配置	要職
親藩	多	要地	×
譜代	少	要地	○
外様	多	遠方	×

★幕末になると、親藩・御三家の幕政参加もみられるようになる

農 民 統 制	宗 教 統 制
1641年～寛永の飢饉 (干ばつ・冷害・大風雨などによる全国的凶作) → 1643年 田畑勝手作の禁令 (→明治時代の1871年に廃止) 本田畑での商品作物 (たばこ・木綿・菜種など) の栽培を禁止 → 実際は商品作物は栽培された(有名無実) → 1643年 田畑永代売買の禁令 (→明治時代の1872年に廃止) 豪農への土地集中と本百姓の没落防止のために田畑の売買を禁止 → 実際は質流れの形で土地の売買は行われた(有名無実) 1649年 慶安の触書 (農民の日常生活のあり方など32か条の心得) 法令遵守・耕作奨励・衣食住の制限など生活細部まで厳しく規制 ★現在は1649年の発布や存在自体が疑問視されている 図解NOTE [貨幣経済の浸透(江戸中期)] ①農業生産力の向上 (耕地面積の拡大・農業技術の発達が背景) →商品作物を栽培 (市場などで商品作物を売買して貨幣を獲得) ②農村への貨幣経済(商品経済)の浸透 →本百姓体制の動揺 (本百姓が豪農・貧農に階層分化) ③貧農は田畑を質入して豪農から借金 →質入した田畑(質地)をとられる=質流れ ④貧農が本百姓から小作人に転落 or 都市に流入 →幕府は本百姓から年貢を徴収するため幕府の収入減少	— [禁教政策 (島原の乱を契機にキリスト教弾圧を強化)] — ①絵踏 (キリストやマリアが描かれた踏絵を踏ませる) ②宗門改 (幕府の宗門改役が行った禁教目的の信仰調査) →宗門改帳(宗旨人別帳)を作成 (戸籍の役割となる) 家族ごとに名・年齢・宗旨(所属宗派)・檀那寺などを記載 ③寺請制度 (一般民衆を寺院の檀家になることを強制させる制度) ★キリスト教・日蓮宗不受不施派を信仰させないことが目的 日蓮宗を信じない者からは施しを受けない&しない →寺請証文 (宗旨手形)を檀那寺が発行 檀那寺が自分の檀家であることを証明するため発行する文書 (1601年～寺院法度(諸宗諸本山法度)) 真言宗・天台宗など各宗派の大寺院ごとに出版された 寺院・僧侶を統制するための法令の総称(1601～1616) →本山 (中心寺院)・末寺 (一般寺院) の関係を制度化 — [寺社(寺院・神社)の統制] — ①寺社奉行 (寺社を監察する→金地院崇伝の死後に制度化) ②寺社伝奏 (寺社からの申し立てを武家伝奏に取り次ぐ) ③寺社領 (寺社領は税免除) = 40万石 ④本末制度 (寺院法度によって一宗派一本山と定められる) 宗派ごとの本山・末寺の関係による寺院の寺格制度 ⑤隠元隆琦 (明の僧)が黄檗宗を伝える(1654) 万福寺 (宇治の黄檗宗本山)・崇福寺 (長崎の黄檗宗寺院)
1673年 分地制限令 (分割相続による土地の細分化を防止するため) 名主は20石・一般百姓は10石以上の石高を所持していれば 分地 (土地の分割) を認めるが、それ以下の農民の分地は禁止 (1713年 分地制限令改正) (徳川家継 [7代将軍] 時に改正) 分地高・残高ともに石高10石・地面1町以上の所持を必要とする →石高20石・地面2町以上を所持していなければ分地できない ★分地高 (分け与える土地)・残高 (分け与えた後に残る土地)	1665年 諸宗寺院法度 (各宗派共通の寺院を統制するための法令) 宗派関係なしの一括で出される 1665年 諸社禰宜神主法度 (神社・神職を統制するための法令) 吉田家 (吉田神道) が神道の本所として統制 (白川家は衰退)

[NOTE]

<宗教(仏教・神道・キリスト教)>

①仏教(外国伝来の世界宗教)………仏(釈迦如来・大日如来・阿弥陀如来など)を信仰し、祀るため寺院を建立

②神道(日本古来の民族宗教)………日本固有の神々(天照大神・大国主神など)を信仰し、祀るため神社を建立

③キリスト教・日蓮宗不受不施派…幕府権力よりも宗教を優越するため弾圧

→(1)キリスト教の布教がスペイン・ポルトガルの侵略を招く恐れがある、(2)信徒が信仰のために団結する恐れがある

<本末制度>

①寺院法度(1601～16)…真言宗など宗派ごとに個別に発布

→本山・末寺の関係を制度化

②諸宗寺院法度(1665)…宗派関係なしに全宗派一括で発布

<宗門改・寺請制度>

①島原の乱(1637～38)を契機に、キリスト教徒の摘発のため、

住民の宗旨(信仰する宗派)を宗門改役が定期的に調査=宗門改

→家族ごとに名前・年齢・性別・住所・宗旨(信仰する宗派)

などを宗門改帳(宗旨人別帳)に記録して把握

②キリスト教・日蓮宗不受不施派を信仰させないため、

民衆をいずれかの寺院に所属させることを強制=寺請制度

寺院A 寺院B 檀那寺

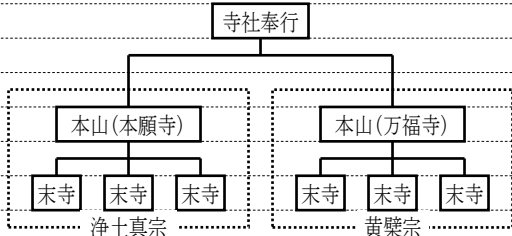
寺院に所属した

証明書として、

檀那寺が檀家に

寺請証文を発行

(檀徒)



[B] 身分制度(士農工商)

士

武士＝将軍・大名（一万石以上の将軍直属の武家）・直参（一万石未満の将軍直属の旗本・御家人）・陪臣（大名・旗本などの家臣）＝家臣の家臣
→苗字・帯刀（農工商の者でも苗字・帯刀が特別に認められる場合がある）・切捨御免（農民・町人から非礼を受けた場合は斬殺しても無罪）の特権

農

農民（検地による村切りを通して支配単位としての村の範囲を確定→幕領では郡代・代官、藩では郡奉行が支配）★全国の村の数＝6万3000余り
→村法（村掟）（入会地・用水の管理など村ごとに定められた法）・村入用（村人から徴収された村を運営するための費用）

〔村方三役（村政にあたる村役人）〕

名主（村政全般を統轄）
★関西では庄屋・東北では肝煎と呼ぶ
組頭（名主の補佐役）
百姓代（村民の代表で名主・組頭を監視）

〔本百姓（田畑を持つ）〕

検地帳に田畑・屋敷地を登録される高持百姓
→租税負担義務を持ち、村政に参加できる
★有力本百姓の隷属農民＝名子・被官など

〔水呑百姓（田畑を持たない）〕

村政に参加できず、田畑を持たない無高百姓
→他人の田畑の小作や日雇仕事で生活する

本百姓から田畑を借りて、
小作料を納める小作人

＜村政の構成員＞

〔本百姓の負担（物納が原則だが貨幣納も可能）〕

①本途物成（田畑・屋敷地にかかる本年貢）＝米
★米穀や貨幣で領主に納めるのが標準

②小物成（山野・河海や副業の収益にかかる雑税）米以外

③高掛物（村高（村の石高の総計）に応じてかかる附加税）
★高掛三役（伝馬宿入用・大長給米・蔵前入用）

④国役（土木工事など一国単位で臨時にかかる夫役）

⑤伝馬役（宿駅に公用交通用の人馬を提供する夫役）

⑥助郷役（伝馬役の不足の際に人馬を補充する夫役）
★助郷と呼ばれる街道周辺の指定された村のみにかかる
★のちに夫役は米や銭で代納されるようになった

税率

徴税法

初 期

約40%
四公六民

検見法（豊作・凶作に応じて税率を決定）

享保期

50%
五公五民

定免法（豊作・凶作に関わらず税率は一定）

①村請制（名主を納入責任者として村全体で年貢を納入）

②五人組（年貢納入と犯罪防止・キリシタン防止に連帯責任を負わせる）

③結・もやい（田植や稲刈などの相互扶助の共同労働・共同利益分配）
結＝見返り必要な共同労働／もやい＝見返り不必要な利益分配

④村八分（村掟に違反した者への制裁として葬式と火災以外は交際断絶）

工・商（町人）

町人（都市に住む商工業者の共同体的な自治組織として町を形成→町奉行が支配）★城下町では武家地・寺社地・町人地にそれぞれ分けられる
→町法（町掟）（城下町などの町ごとに独自に定められた法）・町入用（町人から徴収された町を運営するための費用）

〔町役人（町政を担当する役人）〕

町年寄（町政全般を統轄）
町名主（町年寄の下にいる役人）
月行事（月交代で町名主・町年寄を補佐）

〔本町人（土地・家屋を持つ町人）〕

地主（土地を持ち、町政に参加できる）
家持（家屋を持ち、町政に参加できる）

〔町人（土地・家屋を持たない町人）〕

地借（土地を借りて自ら家屋を建てる）
店借（家屋ごと借りる→店賃を払う）

①日雇（日用）（一日単位で雇われる）
②棒手振（天秤棒で商品を担いで売る）
③奉公人（主人の家に住込みで従事する）
★商家奉公人…丁推→手代→番頭と昇進
徒弟奉公人…徒弟（親方の弟子となる）

＜町政の構成員＞

〔本町人の負担（上下水道の整備・城郭や堀の清掃などの町人夫役も課せられる）〕

①貢加・運上（営業許可時に上納する献金・営業に対して一定の税率で上納する営業税）

②御用金（幕府・諸藩が財政不足を補うため、御用商人らに課した臨時・不定期の賦課金）

③地子銭（屋敷の面積に応じてかかる宅地税→三都など城下町では地子銭免除が多い）

賤民

穢れの多い人々という意味
穢多（皮革・農業・行刑役・死牛馬の処理などに従事→中世からの隷属民で西日本では皮多、東日本では長吏ともいう）
非人（物乞い・遊芸・清掃・番人などに従事→乞食・犯罪・心中未遂などの転落者で旧身分に復帰する足洗いができる）

差別を受けた人々の
村落を部落という

[NOTE]

[婚姻・離婚形態]

①家父長制（女性に相続権はなく、男性の戸主権が強い→男尊女卑の家族制度）

ex. 貝原益軒『女大学』（女性に「三従の教え」が美德と説く）

★幼いときは父に、嫁いでは夫に、夫が死んだ後は子に従えという教え

②三行半（離縁状・離別別状）（夫が妻に交付する文書→再婚許可の確認にもなる）

③縁切寺（駆込寺・駆入寺） ex. 東慶寺（鎌倉）・満徳寺（上野世良田）

離縁状を渡さない夫に対して、女性が3年間尼として在寺すると離婚の権利を与える寺

